

第四次滋賀県廃棄物処理計画(案)に対して提出された  
 意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1. 県民政策コメントの実施結果

平成28年(2016年)4月13日(水)から平成28年(2016年)5月12日(木)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、第四次滋賀県廃棄物処理計画(案)についての意見・情報の募集を行った結果、8名(団体・市町含む)の方から、計9件の意見・情報が寄せられました(なお、県内市町・一部事務組合には文書で意見照会しました)。

これらの意見・情報について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を次に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

また、意見等の該当ページは、県民政策コメントで公表した第四次滋賀県廃棄物処理計画(案)によっています。

2. 提出された意見・情報の内訳

項目	件数
第1章 計画策定の趣旨等	0件
第2章 本県の現状と課題	0件
第3章 計画の基本方針および目標	0件
第4章 計画の目標達成に向けた施策	
第1節 2R(リデュース・リユース)の取組強化およびリサイクルの推進	4件
第2節 県民の安全・安心を支える暮らしを支える廃棄物の適正処理の推進	5件
第3節 その他循環型社会の進展につなげる施策の推進	0件
第5章 計画の推進体制および進行管理	0件
合計	9件

3. これまでの経緯

平成27年10月6日 環境・農水常任委員会(骨子案)  
 平成27年12月15日 環境・農水常任委員会(案案)  
 平成28年3月9日 環境・農水常任委員会(県民政策コメント案)

4. 主なスケジュール

平成28年6月16日 環境・農水常任委員会(県民政策コメント結果)  
 平成28年7~8月頃 計画策定・公表

5. 第四次滋賀県廃棄物処理計画（案）に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

No	頁	箇所	意見・情報（概要）	意見・情報に対する考え方
第4章 計画の目標達成に向けた施策				
第1節 2Rの取組強化およびリサイクルの推進				
1	P18	容器包装廃棄物の削減推進	食品スーパーでは袋が配られないところが増えてきて、良いことと思っているが、スーパー以外では依然として袋が配られている。スーパー以外の事業者の参加も促すべき。	計画案に記載のとおり、食品小売業以外の事業者にも「滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定」への参加を呼び掛けていきます。
2	P18	食品ロスの削減推進	チラシ等により、賞味（消費）期限の迫った商品は割引販売することを周知し、残余期間・時間の短い商品の購入を促すべき。	割引販売の実施は食品販売店の判断となりますが、食品の廃棄を抑制する取組の一つとして進められるよう事業者の取組の促進を図ることとし、以下のとおり修正します。 【修正前】 …食品ロス量の把握や食品の食べきりの普及啓発等を行うとともに ↓ 【修正後】 …食品ロス量の把握や食品廃棄を抑制する取組の促進、食べきりの普及啓発を行うとともに
3	P22	リサイクル	廃棄物を原材料とする再生利用品の製造を推進することで排出業者の処理コストの削減が可能となり適正処分の意識も高まり不法投棄の減少につながると期待される。 廃棄物について、循環型処理に特化した民間中間処理業者へ委託することで、再生品普及と新たな商品開発等を通じ経済活性化を図ることができる。廃棄物最終処分場の延命を図る為にも循環型中間処理施設への廃棄物の誘導が必要である。	計画案に記載のとおり、これまでから中間処理業者の優良事例や県内で排出される廃棄物系バイオマスを滋賀県リサイクル認定製品等として地域に還元させる事業を行う中間処理業者の取組を周知してきたほか、産業廃棄物税において「再生施設」（再生率 0.9 以上の中間処理施設）への廃棄物の搬入を課税免除する仕組みを設けているところです。 今後も引き続き、中間処理業者による廃棄物の再生利用の取組を促進していきます。

No	頁	箇所	意見・情報（概要）	意見・情報に対する考え方
4	P22	リサイクル	<p>滋賀県リサイクル製品認定制度を推し進め、再生利用品の信頼とブランド力を高めて頂ければ商材としての魅力が高まり結果としてリサイクル率向上に役立つと考える。排出される廃棄物を有効利用し、付加価値の高い再生利用品を作ることがごみ減量と循環型社会形成の推進を促すことに役立つと考える。</p>	<p>計画案に記載のとおり、引き続き産業廃棄物減量化支援事業費補助金によってリサイクル製品を製造する排出事業者の取組を支援するほか、滋賀県リサイクル認定製品の充実化、県における率先利用、利用者となる市町・事業者・県民における利用促進に取り組んでいきます。</p>
<p><b>第4章 計画の目標達成に向けた施策</b></p> <p><b>第2節 県民の安全・安心な暮らしを支える廃棄物の適正処理の推進</b></p>				
5	P24	一般廃棄物（ごみ）の適正処理	<p>琵琶湖の水草が湖岸に漂着したものは一般廃棄物として処理することから、市町のごみ排出量および最終処分量に影響を与えている。また、特定外来水生植物は焼却処理せざるを得ないが、水分含有量が多いため焼却施設に負担がかかる。</p> <p>県は琵琶湖の管理者として発生抑制に向けた取組が必要であり、琵琶湖の水草対策について記載すべき。</p>	<p>琵琶湖における水草の大量繁茂は住民の生活環境や生態系への悪影響等が懸念されることから、これまでから水草の除去、外来水生植物の防除や早期発見・早期防除のための監視体制の確立などに取り組んでいるところであり、引き続き水草対策をしっかりと進めてまいります。</p>
6	P14 P26	災害廃棄物の適正処理	<p>熊本地震では相当な量の災害廃棄物が発生したという報道を目にする。災害廃棄物処理計画を作ることだが、しっかりした計画をできる限り早く作った方が良いのではないか。</p>	<p>計画策定に当たってはあらかじめ災害廃棄物の発生量・要処理量・仮置場の必要面積等の基礎情報を把握する必要があることや、廃棄物処理に関わる市町等が策定する計画との調整、策定支援等も必要なことから、平成29年度中の策定を目指して作業を進めていますが、可能な限り早期に策定できるよう取り組みます。</p>

No	頁	箇所	意見・情報（概要）	意見・情報に対する考え方
7	P28	散在性ごみ対策	<p>時々川に誰かが捨てたであろうごみを見かけることがある。</p> <p>不法投棄されないようしっかり取り締まってほしい。</p>	<p>散在性ごみ対策としては、計画案に記載のとおり、引き続き環境美化活動や環境美化監視員による巡回・監視・啓発等に取り組んでいきます。</p> <p>なお、取組に当たっては本庁直轄管内および環境事務所管内ごとに設置する「地域ごみ対策会議」において市町や河川管理者等も含めた関係機関と連携しながら進めていきます。</p>
8	—	—	<p>琵琶湖を授かっている滋賀県は、美しい自然に誇りを持っている。国によって人知れず決められた決定に流されず、県は揺るぎない基準を貫いてほしい。8,000Bqはどこにもいない。</p>	<p>放射線物質汚染対処特措法では、放射性物質に汚染された廃棄物のうち 8,000Bq/kg を超えるものは特別な管理が必要なものとして国が処理をすることとされており、県としては国の法令に基づき対応することが基本と考えております。</p>
9	—	—	<p>滋賀県独自の基準を持つべき。核の廃棄物を安易に受け入れるのは、絶対にやめてほしい。</p> <p>国が策定する廃棄物処理法基本方針に即して策定するものがあるが、現行の日本政府は、数字上で基準値を決めているだけで、環境や子どもたちの未来を何も考えていない。滋賀県としては到底受け入れられない基準である。命の水、琵琶湖を預かる滋賀県としての考えを、県民共々考える必要がある。</p>	<p>なお、県としては国に対し、基準設定の妥当性について国民的な理解が醸成されるよう丁寧な説明や周知を求めるとともに、基準値以下の廃棄物の円滑な処理が進むよう広域的な処理施設の確保も含めた処理の仕組みの構築を求めてきたところです。</p> <p>大切な琵琶湖や生活環境を守り、次世代にしっかりと引き継いでいくため、県は引き続き県民の皆さんや関係機関等と共に考えながら取組を進めてまいりたいと考えております。</p>